

定 款

株式会社 テンダ

定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、株式会社テンダと称し、英文では、TENDA Co., LTD. と表示する。

第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報システムの企画、設計並びに管理運営に関する業務
- (2) 情報処理サービス業並びに提供サービス業
- (3) マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集及び提供
- (4) インターネット付随事業
- (5) 労働者派遣事業
- (6) コンピュータソフトウェア製品の企画、制作、販売、保守及び輸出入
- (7) インターネット等による情報処理に関する人材育成及び教育
- (8) 経営事務の受託処理業務等
- (9) 経営コンサルタント
- (10) 有料職業紹介事業
- (11) 広告代理店業並びに企業の広告宣伝、販売促進及びマーケティングに関する企画、制作及びそれらに関するコンサルティング
- (12) ゲームの企画、開発、制作、販売、及び運用
- (13) 前各号に附帯する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条 (機関構成)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、2, 400万株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利は行使することができない。

- （1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2） 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て、及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

1. 当会社は株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会から委任を受けた取締役の決定によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

第11条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会から委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

第14条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役会長及び取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第15条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部、又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載

しないことができる。

第16条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会及び代表取締役並びに監査等委員会

第18条（取締役の員数）

1. 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、9名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

第19条（取締役の選任及び解任の方法）

1. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任については、累積投票によらない。
3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
4. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第20条（任期）

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。
4. 任期満了前に退任した取締役（監査等委員を除く。）の補欠として、又は増員により選任された取締役（監査等委員を除く。）の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

1. 代表取締役は、取締役会の決議によって監査等委員でない取締役の中から選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締

役各若干名を選定することができる。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会の招集権者及び議長は、取締役会で定める取締役会規程による。

第23条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（業務執行の決定の取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会にて定める取締役会規程による。

第29条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第30条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第31条（取締役の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 計 算

第32条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

第33条（剰余金の配当）

1. 当会社は、株主総会の決議によって、毎年5月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。
2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

第34条（期末配当金等の除斥期間）

1. 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息はつけない。

附 則

（監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第30回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。

2025年8月28日

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株 式 会 社 テ ン ダ
代表取締役 蘭部 晃